

# 一般社団法人 ドローンリテラシー防災防犯対策通信協会

## 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ドローンリテラシー防災防犯対策通信協会（以下「協会」という）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする会社、会社以外の団体又は個人は、別表1に掲げる事項を主たる内容とし、理事会において別に定める入会申込書を、定款第20条第2項に定める本会の代表理事に提出するものとする。

②正会員及び賛助会員の区分に応じた入会基準は、次のとおりとする。

会員の種類	入会基準
正会員	当法人の目的に賛同して入会した無人航空機（ドローン）事業を行う個人及び法人
準会員	当法人の事業に関する補助・サービス・コンサルタント等を受けるために入会した個人、法人及び団体
賛助会員	当法人の事業を賛助するため入会した個人、法人及び団体（※特例として学生証を確認できる方は学生会員とします）

③本条第1項の入会申し込みに対して、代表理事は入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

④本会の賛同会員として入会しようとする会社、会社以外の団体又は個人は、理事会において別に定める方法により入会することができる。

(指定代表者)

第3条 会員のうち会社及び会社以外の団体である会員にあっては、その代表者として、本会に対してその権利を行使し、義務を負う者（1名に限る。以下

「指定代表者」という。)を定め、前条第1項に定める入会申込書により代表理事に届け出なければならない。

②前項の指定代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届をすみやかに代表理事に提出しなければならない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

②第2条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会において別に定める変更届により理事長にすみやかに届け出なければならない。

③協会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費の額及び納期並びに会費の免除に関する細目は、定款第10条の規定により社員総会(以下「総会」という。)の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。賛助会員については、この期限を設けないものとする。退会の旨は必ず理事長に報告すること。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般社団法人ドローンリテラシー防災防犯対策通信協会の設立の登記の日(2024年1月11日)から施行する。

【別表1】 入会申込書に記載する事項(正会員及び賛助会員)

1 企業会員及び団体会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 会社(団体)名、所在地、代表電話・メールアドレス
- (3) 代表者(氏名、役職名)
- (4) 指定代表者(氏名、所属部署、役職名、電話、メールアドレス)
- (5) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話、メールアドレス)
- (6) 会費請求書及び資料などの送付先
- (7) 入会を希望する日
- (8) その他入会に際して必要な事項

2 個人会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス
- (3) 勤務先名、所属部署、役職名、勤務先住所、電話、メールアドレス
- (4) 会費請求書及び資料などの送付先
- (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
- (6) 入会を希望する日
- (7) 会員の種類

※特例として学生証を提示した方は学生会員としての入会となります。